

■他自治体の市民参加条例等について

■市民参加条例を定めている自治体の「自治基本条例」における市民参加関連条文

○厚木市自治基本条例（抜粋）	1
○静岡市自治基本条例（抜粋）	2
○熊本市自治基本条例（抜粋）	2

■他自治体の市民参加条例

【例1】

○厚木市市民参加条例	3
○厚木市市民参加条例施行規則	7

【例2】

○静岡市市民参画の推進に関する条例	11
○静岡市市民参画の推進に関する条例施行規則	16

【例3】

○京都市市民参加推進条例	21
○京都市市民参加推進条例施行規則	24

【例4】

○熊本市市民参画と協働の推進条例	26
------------------	----

【例5】

(※「市民参加条例」→「自治基本条例」となった例)

○千葉市市民自治によるまちづくり条例	31
○千葉市市民自治によるまちづくり条例施行規則	37

■市民参加条例を定めている自治体の「自治基本条例」における市民参加関連条文

○厚木市自治基本条例（抜粋）

第8章 参加及び協働の推進

（政策等に対する意見等）

第28条 市長等は、市民の意見等を政策等に反映する仕組みを整備するとともに、提出された意見等の概要及びこれに対する考え方を公表するものとする。

（条例等の制定等への市民参加）

第29条 市長等は、次に掲げる行為を行おうとするときは、その行為の内容に応じて、関連する情報を市民に提供するとともに、市民意見等提出手続の実施等多様な市民の参加の機会を設けることにより、市民の意見等の提出を求めるよう努めるものとする。

- (1) 条例等の制定、改正又は廃止
- (2) 計画の策定、改定又は廃止
- (3) その他重要な政策等の策定

2 市長等は、前項の規定により市民から提出された意見等の概要及びこれに対する考え方を公表するものとする。

（事業の実施に係る市民参加）

第30条 市長等は、総合計画に定める重要な事業を実施しようとするときは、説明会の開催等市民が意見等を述べることができる機会を設けるよう努めるものとする。

（審議会等の運営）

第31条 市長等は、附属機関その他これに類する機関（以下「審議会等」という。）を設置し、及び運営しようとするときは、審議会等の設置目的、審議内容等に応じ、審議会等の委員の全部又は一部を公募するよう努めるものとする。

2 市長等は、審議会等の委員を適正に選任するとともに、その選任理由等について説明しなければならない。

3 審議会等は、正当な理由がない限り、会議を公開するものとする。

4 審議会等は、必要に応じて、関係者からの意見等の聴取その他の効果的な方法により市民の意見等を求め、その意見等を審議に反映させるよう努めるものとする。

○静岡市自治基本条例（抜粋）

（市政への参画権）

第 10 条 市民は、市政に関する施策の立案、実施及び評価の各段階において、別に条例で定めるところにより、これらに参画する権利を有する。

2 市政に参画する市民は、総合的な視点に立って、発言し、行動しなければならない。

（市民と協働して行う市政運営）

第 11 条 市は、市政に関する施策の立案、実施及び評価の各段階において、市民の参画を促進し、市民と協働して市政運営を行わなければならない。

（市民意見の聴取）

第 21 条 市の執行機関は、まちづくりに関する重要な政策又は施策の決定、市の条例、規則等の制定改廃及び計画の策定又は変更に当たっては、別に条例で定めるところにより、市民から意見を聴かなければならぬ。

（市民からの提案等）

第 22 条 市の執行機関は、まちづくりに関する市民からの提案、意見、要望等をその施策に反映させるよう努めなければならない。

○熊本市自治基本条例（抜粋）

（市民参画・協働のための仕組み）

第 30 条 市長等は、重要な施策の立案、実施及び評価のそれぞれの段階において、市民参画を拡充推進するための仕組みを整備します。

2 市長等は、それぞれの事案に応じて効果的な市民参画の手法を選択するとともに、これを公表し、実施します。

3 市長等は、市民参画により表明された意見や示された提案を総合的に検討し、その結果を市民に公表するとともに、適切に施策へ反映させるよう努めます。

4 市長等は、協働を拡充推進するための仕組みを整備します。

（参画と協働によるまちづくり条例）

第 31 条 参画と協働を拡充推進するための基本的な事項については、別に条例で定めるものとします。

■他自治体の市民参加条例

【例 1】○厚木市市民参加条例

(目的)

第1条 この条例は、厚木市自治基本条例（平成22年厚木市条例第25号。以下「自治基本条例」という。）の趣旨にのっとり、市民参加に関する基本的な事項を定め、及び市民参加できる仕組みを整備することにより、市民参加によるまちづくりの推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、厚木市病院事業の設置等に関する条例（平成14年厚木市条例第20号）第2条第3項に規定する病院事業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (2) 市民参加 政策等の企画立案、実施、評価等の過程において市民が市政に関与することをいう。
- (3) パブリックコメント手続 自治基本条例第29条第1項の市民意見等提出手続のことをいい、市民の意見等を聴取すべき事案（以下この条において「対象事案」という。）に市民の意見等を反映させるため、当該対象事案に係る必要な事項を公表して広く市民の意見等を募集し、当該意見等及び当該意見等に対する実施機関の考え方を公表する一連の手続をいう。
- (4) 意見交換会 対象事案の合意形成に資するため、当該対象事案について、必要な事項を市民に説明し、及び市民と意見交換を行う機会をいう。
- (5) 市民会議 対象事案について様々な視点から検討するため、実施機関が設置し、市民の運営により当該対象事案について議論を行う機会をいう。
- (6) ワークショップ 対象事案に係る多様な市民の提案を引き出すため、実施機関と市民とのグループ討議等の共同作業を行う機会をいう。
- (7) 意向調査 対象事案について市民の意見等を把握するため、当該対象事案に係る調査項目を設定し、定めた期間内に市民に当該調査項目に対する回答を求めるものをいう。

(基本原則)

第3条 市民参加は、市民と実施機関が必要な情報を共有すること、市民が意見等を述べる機会が確保されること及び市民が述べた意見等に対する実施機関の考え方方が明らかにされることを基本として行われるものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、自らの発言と行動に責任を持って市民参加するよう努めるとともに、市民参加の場においては市民相互の自由な発言を尊重するよう努めるものとする。

(実施機関の責務)

第5条 実施機関は、市民参加しやすい環境を整備するものとする。

2 実施機関は、市民参加により提出された意見等を十分考慮し、当該意見等を政策等に反映させるよう努めるものとする。

3 市民の意見等を政策等に反映させることができない場合においては、実施機関は、その理由を公表するものとする。

(市民参加の手続)

第6条 実施機関は、自治基本条例第29条第1項各号に掲げる行為（以下「対象行為」という。）を行おうとするときは、市民参加の機会を設けなければならない。

2 市民参加の手法は、自治基本条例第31条第1項に規定する審議会等の開催及び第2条第3号から第7号までに規定する手続、機会等（以下これらを「参加手法」という。）を基本とする。

3 実施機関は、市民参加の手続（第1項に規定する市民参加の機会を設けることをいう。以下同じ。）の実施に当たっては、パブリックコメント手続を実施しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、実施機関は、パブリックコメント手続に代えて他の参加手法により市民参加の手続を実施することができる。この場合において、実施機関は、その理由を公表しなければならない。

5 実施機関は、パブリックコメント手続の実施のほか、実施機関が選択する他の参加手法により市民参加の手続を実施しなければならない。ただし、行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第8号の審査基準を定める場合その他実施機関がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

6 前項ただし書の場合において、実施機関は、その理由を公表しなければならない。

7 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、市民参加の手続を実施しないことができる。

(1) 軽微なもの

(2) 緊急性のあるもの

(3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき行うもの

(4) 前3号に規定するもののほか、事務又は事業の性質上、市民参加の手続を実施する必要のないもの

8 前項各号に該当することにより市民参加の手続を実施しない場合においては、実施機関は、その理由を公表しなければならない。

(実施、評価等における市民参加)

第7条 実施機関は、政策等の実施、評価等についても、必要に応じ、市民参加の手続を実施するものとする。

(その他の市民参加の手法)

第8条 実施機関は、この条例に定める参加手法のほか、市民の意見等を政策等に反映させることに関し、効果的と認められる市民参加の手法がある場合は、当該手法により、対象行為について市民参加の手続を実施することができる。

(審議会等の運営)

第9条 審議会等の運営は、自治基本条例第31条の規定によるほか、次項から第4項までに定めるところによる。

2 実施機関は、審議会等の委員の公募に当たっては、次に掲げる事項を公表しなければならない。

(1) 選考の基準及び方法

(2) その他必要な事項

- 3 実施機関は、審議会等を開催したときは、会議録を作成し、その概要を公表しなければならない。
- 4 実施機関は、審議会等から会議の結果等の報告を受けたときは、当該報告の概要その他必要な事項を公表しなければならない。

(パブリックコメント手続の実施)

第 10 条 実施機関は、パブリックコメント手続を実施しようとするときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 対象行為の案及び当該案に関する資料
- (2) 意見等の提出先、提出方法及び提出期間
- (3) その他必要な事項

2 実施機関は、パブリックコメント手続において、意見等の提出があったときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 対象行為の案の概要
- (2) 提出された意見等の概要
- (3) 提出された意見等に対する実施機関の考え方
- (4) 対象行為の案を修正した場合は、その内容
- (5) その他必要な事項

3 意見等の提出期間は、第 1 項の規定による公表の日から 30 日以上とする。

4 前項の規定にかかわらず、実施機関は、やむを得ない理由があるときは、30 日を下回る意見等の提出期間を定めることができる。この場合においては、第 1 項に規定する公表の際、その理由を明らかにしなければならない。

(再度のパブリックコメント手続の実施)

第 11 条 実施機関は、パブリックコメント手続により提出された意見等に基づき修正された対象行為の案が、前条第 1 項の規定により公表した対象行為の案と異なるものとなったときは、再度パブリックコメント手続を実施することができる。

(意見交換会の開催)

第 12 条 実施機関は、意見交換会を開催しようとするときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 意見交換会の名称及び議題
- (2) 開催日時及び開催場所
- (3) その他必要な事項

2 実施機関は、意見交換会を開催したときは、開催記録を作成し、その概要を公表しなければならない。

3 実施機関は、意見交換会で出された意見等の概要及び当該意見等に係る実施機関の考え方その他必要な事項を公表しなければならない。

(市民会議の設置)

第 13 条 実施機関は、市民会議を設置しようとするときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 市民会議の名称及び検討事項
- (2) 公募の方法

(3) その他必要な事項

- 2 市民会議は、これを公開する。
- 3 実施機関は、市民会議を開催したときは、開催記録を作成し、その概要を公表しなければならない。
- 4 実施機関は、市民会議から検討事項に係る報告があったときは、当該報告の概要及び当該報告に係る実施機関の考え方その他必要な事項を公表しなければならない。

(ワークショップの開催)

第 14 条 実施機関は、ワークショップを開催しようとするときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。

(1) ワークショップの名称及び議題

(2) 公募の方法

(3) その他必要な事項

2 実施機関は、ワークショップを開催するに当たっては、共同作業を通じて多様な提案を引き出すとともに、当該提案が実現可能なものとなるよう助言するものとする。

3 実施機関は、ワークショップを開催したときは、開催記録を作成し、その概要を公表しなければならない。

4 実施機関は、ワークショップにおいて実現可能な提案がなされたときは、当該提案の概要及び当該提案に係る実施機関の考え方その他必要な事項を公表しなければならない。

(意向調査の実施)

第 15 条 実施機関は、意向調査を実施しようとするときは、その目的を明らかにするとともに、回答に必要な情報を提供しなければならない。

2 実施機関は、意向調査の実施後、その結果を公表しなければならない。

(市民参加の手続の実施予定及び実施状況の公表)

第 16 条 実施機関は、毎年度、その年度における市民参加の手続の実施予定及び前年度における市民参加の手続の実施状況を公表しなければならない。

(市民参加の点検及び評価)

第 17 条 実施機関は、この条例の適切な運用を図り、市民参加によるまちづくりを推進するため、市民参加の手続の実施状況について、点検及び評価を実施し、その結果を公表しなければならない。

2 前項に規定する点検及び評価は、自治基本条例第 38 条第 1 項に規定する厚木市自治基本条例推進委員会が行うものとする。

(自治基本条例に規定するその他の参加の推進)

第 18 条 実施機関は、自治基本条例第 30 条に規定する説明会を実施する場合は、その実施の詳細について必要な事項を公表するものとする。

(委任)

第 19 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、実施機関が別に定める。

○厚木市市民参加条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、厚木市市民参加条例（平成24年厚木市条例第1号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(市民参加の手続の実施)

第2条 条例第6条第5項本文の規定による実施機関が選択する他の参加手法による市民参加の手続は、次に定める手続の数により実施するものとする。

(1) 厚木市自治基本条例（平成22年厚木市条例第25号。以下「自治基本条例」という。）第29条第1項第1号に該当するもののうち、条例の制定、改正又は廃止 2以上の参加手法による実施

(2) 自治基本条例第29条第1項第2号に該当するもの

ア 市の基本構想及びこれを具体化するための基本計画その他市の基本的な事項に係る計画の策定、改定又は廃止 2以上の参加手法による実施

イ 広く市民の公用又は公共の用に供する施設の設置に係る計画その他の重要な計画の策定、改定又は廃止 1以上の参加手法による実施

(3) 自治基本条例第29条第1項第3号に該当するもの 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入、変更若しくは廃止又は金銭の徴収に係る方針の策定その他の重要な政策等の策定 1以上の参加手法による実施

2 条例第6条第5項ただし書に規定する実施機関がその必要がないと認めるときは、条例の制定、改正又は廃止を除く自治基本条例第29条第1項第1号に該当する対象行為において、パブリックコメント手続を実施したときとする。

(審議会等の委員の公募等)

第3条 市長は、条例第9条第2項に規定する審議会等の委員の公募に当たっては、審議会等が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、原則として委員の総数の5分の1以上を公募により選出するよう努めるものとする。

(1) 法令により委員の資格が限られているもの

(2) 委員に対して特に専門的な識見が要求されるもの

(3) 個人の秘密に属する事項を含む個人情報を取り扱うもの

(4) その他公募による委員の選任が適当でないと市長が認めるもの

2 条例第9条第2項第1号に規定する選考の基準及び方法は、次のとおりとする。

(1) 公募による委員の資格は、次のとおりとすること。

ア 公募を実施する審議会等の委員の任期の初日において、本市における他の審議会等の委員でない者

イ 原則として18歳以上の市民

ウ 本市の職員及び議員でない者

(2) 公募の委員の選考は、次のいずれかの方法により行うこと。

ア 小論文等による選考

イ 面接による選考

ウ 書類選考

3 条例第 9 条第 2 項第 2 号に規定する必要な事項は、次のとおりとする。

- (1) 審議会等の名称及び所掌事務
- (2) 募集する委員の数及び任期
- (3) 応募資格及び応募方法
- (4) 会議開催の予定時期及び予定回数
- (5) 報酬等の有無
- (6) その他市長が必要と認める事項

4 委員を公募する期間は、原則として 30 日以上とする。

5 市長は、審議会等の委員を選任したときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 審議会等の名称
- (2) 委員を募集した期間
- (3) 委員の選考方法
- (4) 応募者及び選任した委員の数及び選任理由
- (5) その他市長が必要と認める事項

(パブリックコメント手続)

第 4 条 条例第 10 条及び第 11 条に規定するパブリックコメント手続による意見等の提出方法は、次のとおりとする。

- (1) 郵便
- (2) ファクシミリ
- (3) 電子メール
- (4) パブリックコメント手続を実施する所管課が指定する場所への書面の持参
- (5) その他市長が必要と認める方法

2 パブリックコメント手続により意見等を提出しようとする者は、住所、氏名その他市長が必要と認める事項を明らかにしなければならない。この場合において、意見を提出しようとする者が明らかにする必要がある事項については、意見等の募集の際に明示するものとする。

(意見交換会)

第 5 条 条例第 12 条第 1 項に規定する公表は、原則として当該意見交換会の開催日の 2 週間前までに行わなければならない。

2 条例第 12 条第 2 項に規定する開催記録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 意見交換会の名称
- (2) 開催日時及び場所
- (3) 参加者数
- (4) 議事の経過及び発言の要旨
- (5) その他市長が必要と認める事項

(市民会議)

第 6 条 市長は、条例第 13 条第 1 項の規定に基づき市民会議を設置したときは、当該市民会議に対し、検討事項に関する市の基本的な考え方その他必要な事項及び当該検討事項に関する資料を提示するものとする。

2 市長は、検討事項に関する知識又は経験を有する者その他必要と認める者を市民会議に出席させることと等当該市民会議の運営について必要な支援をするものとする。

3 条例第13条第3項に規定する開催記録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 市民会議の名称
- (2) 開催日時及び場所
- (3) 参加者数
- (4) 議事の経過及び発言の要旨
- (5) その他市長が必要と認める事項

(ワークショップ)

第7条 条例第14条第2項に定めるもののほか、市長は、ワークショップの開催に当たっては、議題、作業内容及び実施回数の設定並びに会議を進行する者の選任等を適切に行い、参加者の誰もが自由に意見を述べ、又は議論することができる環境を確保するよう努めるものとする。

2 条例第14条第3項に規定する開催記録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) ワークショップの名称
- (2) 開催日時及び場所
- (3) 参加者数
- (4) 議事の経過及び発言の要旨
- (5) その他市長が必要と認める事項

(意向調査の公表事項)

第8条 条例第15条第2項の規定により公表する事項は、次のとおりとする。

- (1) 意向調査の名称
- (2) 意向調査の目的、方法及び対象
- (3) 意向調査の実施時期
- (4) 回答率及び集計結果
- (5) その他市長が必要と認める事項

(市民参加の手続の実施予定及び実施状況の公表)

第9条 条例第16条の規定による市民参加の手続の実施予定の公表は、次に掲げる事項を公表して行うものとする。

- (1) 対象行為
- (2) 市民参加の手続の手法
- (3) 市民参加の手続の実施期間
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 条例第16条の規定による市民参加の手続の実施状況の公表は、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を公表して行うものとする。

- (1) 市民参加の手続への参加者数等
- (2) 条例第6条第7項に規定する理由

(公表の方法)

第 10 条 条例及びこの規則の規定による公表は、次に掲げる方法のうち、市長が適當と認める方法により行うものとする。

(1) 次に掲げる場所での閲覧又は配布

ア 市民参加の手続を実施する所管課の窓口

イ 市政情報コーナー

ウ 厚木市地区市民センター

エ 厚木市役所連絡所

オ 厚木市立中央図書館

(2) 市の広報紙への掲載

(3) インターネットを利用しての閲覧

(4) その他市長が適當と認める方法

(その他)

第 11 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

【例2】○静岡市市民参画の推進に関する条例

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、静岡市自治基本条例（平成17年静岡市条例第1号。以下「自治基本条例」という。）の目的及び理念に基づき、市民が市政に参画するための基本的な事項を定めることにより市民参画を推進し、もって市民自治によるまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、通学し、又は通勤する個人及び市内において事業を行い、又は活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (2) まちづくり 心豊かに、かつ、快適に暮らせる生活環境及び安心して活動することのできる安全な地域社会を創るために行う公共的な活動をいう。
- (3) 市民参画 市政に関する施策（以下「施策」という。）に市民の意見等を反映するため、施策の立案、実施及び評価の一連の過程において、市民が主体的に様々な形でかかわることをいう。
- (4) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長をいう。

(市民参画の基本理念)

第3条 市民参画は、市民がその豊かな社会経験、知識及び創造的な活動を通じて、市政に参画し、市民と市が協働して、自立した地域社会の実現を目指すことを基本理念として行われるものとする。

(市民参画の基本原則)

第4条 市民参画は、すべての市民にその機会を保障することにより、行われるべきものとする。

- 2 市民参画は、市民と市が情報を共有して行われるべきものとする。
- 3 市民参画は、市民と市がそれぞれのもつ特性を生かし、市民と市が対等の立場でお互いの役割を理解しながら行われるべきものとする。
- 4 市民参画は、その継続的な発展のために、創意工夫をもって行われるべきものとする。
- 5 市民参画は、市民と市又は市民同士の対話を通じた相互の連携及び協力により築かれた良好な信頼関係を基本として行われるべきものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、まちづくりの主体として、市政に対する関心を持ち、積極的に市民参画をするよう努めなければならない。

- 2 市民は、自らの発言と行動に責任を持ち、総合的な視点に立って市民参画をしなければならない。
- 3 市民は、市民活動に関する理解を深め、市民参画を通じて、地域社会の課題の解決に主体的に取り組むよう努めなければならない。

(市の責務)

- 第6条 市は、市政運営に当たっては、市民参画の推進を図る視点に立ち、これを行わなければならない。
- 2 市は、市民に対し市政に関する情報を積極的かつ分かりやすい形で提供しなければならない。
 - 3 市は、市政について、市民に対し適切かつ誠実に説明責任を果たさなければならない。
 - 4 市は、市民に対し市民参画の機会を積極的に提供するよう努めなければならない。
 - 5 市は、幅広い市民の意見等を的確に把握し、市政に反映させるよう努めなければならない。
 - 6 市は、市民参画に対する市民意識を醸成し、及び市民活動の促進に努めなければならない。

第2章 市民参画手続の実施等

第1節 市民参画手続の内容

(市民参画手続)

第7条 実施機関は、施策の立案、実施及び評価の一連の過程において、市民と協働して市政運営を行うことを目的として、市民参画の推進を図る視点に立ち、施策に対する市民の関心及び施策の市民に与える影響その他施策の内容を勘案し、市民参画が必要であると認める場合には、次項、次条及び第9条の規定により市民の意見等を施策へ反映するための一連の手続（以下「市民参画手続」という。）を実施するものとする。

2 市民参画手続は、原則として、次に掲げる目的による手続の区分に応じ、規則で定める方法により行うものとする。

- (1) 広く意見等を募集するための手続
- (2) 集会の形態をとり、市民と実施機関の対話を通じて意見交換等を行うための手続
- (3) 会議の形態をとり、市民を含む特定の構成員による継続的な討議等を通じて、一定の合意形成を図るための手続

(市民参画手続の実施原則)

第8条 実施機関は、市民参画手続を実施しようとするときは、原則として、前条第2項第1号の区分に該当する市民参画手続の方法により実施するものとする。ただし、施策の内容に応じ、他の市民参画手続の方法により実施することが適當であると認める場合にあっては、これに代えて他の方法により市民参画手続を実施することができる。

2 実施機関は、市民が広く市政に参画できるよう、施策の内容に応じ、効果的に市民の意見等が施策に反映できる市民参画手続を複数の方法により実施するよう努めるものとする。

3 実施機関は、市民参画手続の結果を最も効果的に施策に反映できると認める適切な時期に市民参画手続を実施するものとする。

(提出された意見等の取扱い)

第9条 実施機関は、提出された市民の意見等を十分に検討し、施策に反映できるものについては、積極的に反映せるよう努めるものとする。

2 実施機関は、前項の規定による市民の意見等の検討を行ったときは、市民の意見等の概要及びそれに対する実施機関の考え方を公表するものとする。ただし、これらの内容に静岡市情報公開条例（平成15年静岡市条例第4号）第7条に規定する非公開情報（以下「非公開情報」という。）を含む場合は、この限りでない。

(自治基本条例第 21 条の規定に基づく市民意見の聴取)

第 10 条 自治基本条例第 21 条に規定する市民意見の聴取（以下「市民意見聴取」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときに、市民参画手続により行わなければならない。

（1）市民に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定改廃を行うとき。

（2）市政及び各行政分野の基本的な事項を定める条例、規則等の制定改廃又は計画等の策定若しくは変更を行うとき。

（3）大規模な公の施設の設置に係る基本的な計画の策定又は変更を行うとき。

（4）前 3 号に掲げるもののほか、市民の生活、事業、活動等に重大な影響を与えると実施機関が認めるとき。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、市民意見聴取を実施しないことができる。

（1）市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関する事項（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 5 条第 3 項又は第 7 項の規定により税目を起こすことその他市長が特に必要があると認める事項を除く。）

（2）法令等に基づく事項で、市の裁量の余地がないもの

（3）実施機関の内部の事務処理に関する事項

（4）市民の意見聴取手続が法令又は他の条例により定められている事項

（5）軽易な事項

（6）緊急を要する事項

(実施計画の策定及び公表)

第 11 条 実施機関は、市民参画手続を実施する場合には、あらかじめその年度における市民参画手続の実施計画を策定しなければならない。

2 市長は、毎年度、前項の規定により各実施機関が策定する実施計画を取りまとめ、公表しなければならない。

(実施状況の公表等)

第 12 条 実施機関は、市民参画手続を実施した場合には、速やかにその結果を市長に報告しなければならない。

2 市長は、毎年度、前項に規定する報告に基づく各実施機関の実施状況を取りまとめ、自治基本条例第 27 条第 1 項の規定に基づき設置する静岡市市民自治推進審議会（以下「市民自治推進審議会」という。）に報告をするとともに、これを公表しなければならない。

第 2 節 市民が自発的に提出した意見等の取扱い

(市民が自発的に提出した意見等の取扱い)

第 13 条 実施機関は、市民参画手続によるものほか、市民の誰もが自発的かつ率直にまちづくりに関する意見等を実施機関に対して伝えることができ、かつ、当該意見等が実施機関に伝えられた場合には、その内容に関する検討を速やかに行い、必要な内容について的確に市政に反映できる体制を確保しなければならない。

第3節 市民参画手続等の前提としての実施機関等の役割

(市民意向の把握)

第 14 条 実施機関は、市民参画手続及び前条の規定による市民からの意見等の把握によるものほか、市政に関する市民の意識調査、市民との対話による意見交換等の機会の確保等の効果的かつ適切な方法により、市政に関する市民の意向を積極的に把握し、これを市政に反映するよう努めるものとする。

(行政需要への適切な対応)

第 15 条 実施機関は、施策の立案、実施及び評価の一連の過程において、行政評価の公表を行うこと等により、当該施策に関する情報を十分に分かりやすく市民に提供しなければならない。

2 実施機関の職員は、市政を効果的かつ適切に運営するため、専門的な知識を活用し、この章の規定により得られた情報を総合的かつ継続的に検討し、及び分析し、施策に効果的に反映するよう努めるものとする。

第3章 住民投票手続

(住民投票の実施請求権を有する者等)

第 16 条 自治基本条例第 26 条第 1 項に規定する住民投票（以下「住民投票」という。）の実施を請求することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者として、規則で定めるところにより住民投票実施請求資格者名簿（住民投票の実施を請求することができる者の氏名、住所、性別及び生年月日等が記載された名簿をいう。以下同じ。）に登録されたものとする。

（1）年齢 20 歳以上の日本国籍を有する者で、その者に係る静岡市の住民票が作成された日（他の市町村から静岡市に住所を移した者で住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 22 条の規定により届出したものは、当該届出をした日）から引き続き 3 月以上静岡市の住民基本台帳に記録されているもの（永住外国人が日本国籍を有する者となったときは、外国人登録法（昭和 27 年法律第 125 号）第 4 条第 1 項に規定する外国人登録原票（次号において「外国人登録原票」という。）に居住地を静岡市として登録され、又は同法第 8 条第 1 項の規定により居住地を静岡市として変更の登録を申請した日からその者が日本国籍を有する日の前日までの期間とそれに引き続き静岡市の住民基本台帳に記録される期間を通算した場合に 3 月以上の期間となるもの）

（2）年齢 20 歳以上の永住外国人で、外国人登録原票に登録されている居住地が静岡市にあり、かつ、当該登録の日（外国人登録法第 8 条第 1 項の規定による申請に基づく同条第 6 項の居住地変更の登録を受けた場合は、当該申請の日）から 3 月を経過したもの

2 前項の永住外国人とは、次に掲げるいずれかに該当する者をいう。

（1）出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）別表第 2 の上欄に掲げる永住者の在留資格をもって在留する者

（2）日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）に定める特別永住者

3 自治基本条例第 26 条第 1 項に規定するその総数の 50 分の 1 の数は、規則で定めるところにより住民投票実施請求資格者名簿の登録が行われた日以後直ちに告示しなければならない。

(住民投票の請求に関する処置等)

第 17 条 市長は、自治基本条例第 26 条第 2 項の規定に基づき、住民投票の実施の請求について市議会に付議しようとするときは、同条第 1 項の規定による請求を受理した日から 20 日以内に市議会を招集するものとする。

2 市長は、自治基本条例第 26 条第 2 項の規定による付議の結果を同条第 1 項の代表者に通知するとともに、これを公表するものとする。

3 前条及び前 2 項に掲げるもののほか、住民投票の請求の処置等に関しては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 2 項、第 4 項及び第 6 項から第 8 項まで、第 74 条の 2 第 1 項から第 6 項まで並びに第 74 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の例による。

第 4 章 市民自治推進審議会の役割

(市民自治推進審議会の役割)

第 18 条 市民自治推進審議会は、自治基本条例第 27 条第 2 項に規定する所掌事項のほか、第 12 条第 2 項の報告があった場合その他市民参画の推進に関する事項について必要があると認める場合には、市長に意見を述べることができる。

第 5 章 雜則

(委任)

第 19 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

○静岡市市民参画の推進に関する条例施行規則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市市民参画の推進に関する条例（平成19年静岡市条例第12号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民意見提出手続 実施機関が、施策の趣旨、内容その他必要な事項を公表し、広く市民の意見等を求める方法をいう。

(2) 意見交換会 実施機関が、施策の趣旨、内容その他必要な事項を説明し、それに対する市民と市の意見交換を通じて、市民の意見等を聴取するための集会をいう。

(3) ファシリテータ 中立的な立場から参加者の発言を促進し、より多くの参加者が議論に参加できるよう、会議の進行をする者をいう。

(4) 市民ワークショップ 実施機関が、施策について、ファシリテータの進行のもとに、市民と市及び市民相互の多様な共同作業を通じて、多様な市民の意見等を引き出すとともに、その意見等について一定の方向性を見いだすための会議をいう。

(5) 審議会等 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第138条の4第3項の規定に基づき設置する附属機関及びこれに類する合議制の組織をいう。

第2章 市民参画手続等

第1節 通則

(公表の方法)

第3条 条例第9条第2項、条例第11条第2項及び条例第12条第2項並びに第5条第1項並びに第6条第4項及び第5項（第7条第3項の規定において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 市ホームページへの掲載

(2) 公表に係る施策を所管する実施機関の事務室における閲覧又は配布

(3) 各区役所において市長が指定する場所における閲覧又は配布

2 実施機関は、第5条第1項及び第6条第4項の規定による公表を行おうとするときは、その旨を公告するものとする。

3 実施機関は、必要に応じ、第1項各号に定めるもののほか、市の施設における閲覧その他の効果的な方法により公表を行うよう努めなければならない。

4 実施機関は、広報紙への掲載、報道機関への情報提供等により、第1項に規定する公表が行われたことを市民に周知するよう努めなければならない。

(市民参画手続の方法)

第4条 条例第7条第2項各号に該当する市民参画手続の方法は、次に掲げる同項各号の手続の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

- (1) 条例第7条第2項第1号の手続 市民意見提出手続の実施
- (2) 条例第7条第2項第2号の手続 意見交換会の開催
- (3) 条例第7条第2項第3号の手続 市民ワークショップの開催又は審議会等への付議

第2節 市民意見提出手続

(市民意見提出手続の実施)

第5条 実施機関は、市民意見提出手続を実施するときは、あらかじめ次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 施策の案
 - (2) 施策の案を作成した趣旨、目的及び背景
 - (3) 意見の提出方法、提出期間及び提出先
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市民が施策の案を理解するために必要な情報として、実施機関が必要があると認めるもの
- 2 実施機関は、市民が意見を提出するために必要な期間として、30日以上の提出期間を確保するものとする。ただし、緊急その他のやむを得ない理由により当該期間を確保できない場合は、この限りでない。
- 3 意見の提出方法は、実施機関が指定する場所への文書の提出その他の実施機関が定める方法によるものとする。
- 4 意見を提出する市民は、個人の場合にあっては住所及び氏名、法人その他の団体の場合にあっては名称、所在地及び代表者の氏名を明らかにしなければならない。

第3節 意見交換会

(意見交換会の開催)

第6条 実施機関は、意見交換会を開催する場合には、幅広い市民の参加が得られるよう、開催日時、開催場所等を選定するものとする。

- 2 実施機関は、意見交換会を開催する場合には、参加者の施策の案についての理解が深まるよう、資料の充実等に努めなければならない。
- 3 実施機関は、意見交換会を開催する場合には、市民と市の対話により施策の案についての議論が深まるよう適切な運営に努めなければならない。
- 4 実施機関は、意見交換会の開催に当たっては、原則として当該意見交換会の開催日の前日から起算して14日前までに、開催日時、開催場所、議題等を事前に公表しなければならない。
- 5 実施機関は、意見交換会を開催したときは、開催記録を作成し、これを公表しなければならない。ただし、開催記録に非公開情報を含む場合は、この限りでない。
- 6 前項の開催記録には、次に掲げる事項を記載するとともに、市民に配布した資料等があるときは、これを添付するものとする。
- (1) 意見交換会の対象とする施策の内容
 - (2) 開催日時及び開催場所
 - (3) 議題
 - (4) 意見交換の概要
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要があると認める事項

第4節 市民ワークショップ

(市民ワークショップの開催)

第7条 実施機関は、市民ワークショップを開催する場合には、幅広い市民の参加が得られるよう、開催日時、開催場所等を選定するものとする。

2 実施機関は、市民ワークショップの開催に当たっては、議題、作業内容及び実施回数の設定並びにファシリテータの選任等を適切に行うことで、参加者の誰もが自由に意見等を述べ、又は議論をすることができる環境を確保し、参加者の意見等の方向性を適切に見いだすよう努めなければならない。

3 前条第4項から第6項までの規定は、市民ワークショップの開催に当たっての公表並びに開催記録の作成及び公表について準用する。

第5節 審議会等

(審議会等の設置等)

第8条 審議会等の設置及び運営については、別に定めるところによる。

第6節 市民参画の推進体制

(市民参画の推進体制の整備)

第9条 実施機関は、条例の適切な運用により、市民参画を推進するために必要な体制の整備を図るものとする。

第3章 住民投票手続

(請求資格者名簿の登録等)

第10条 市長は、第13条第1項の規定による住民投票実施請求代表者証明書の交付申請があったときは、当該申請のあった日現在において条例第16条第1項各号のいずれかに該当する者を住民投票実施請求資格者名簿（様式第1号）に登録するものとする。

2 住民投票実施請求資格者名簿は、当該住民投票の実施の請求についてのみ効力を有する。ただし、当該住民投票の実施の請求を受けた日において、当該住民投票の実施の請求以外の住民投票の実施の請求があったときは、各住民投票の実施の請求を通じて一の住民投票実施請求資格者名簿とする。

(請求に必要な署名数の告示等)

第11条 条例第16条第3項に規定するその総数の50分の1の数は、前条第1項の規定により住民投票実施請求資格者名簿に登録した者の総数の50分の1の数（その数に1未満の端数を生じたときは、1に切り上げる。以下同じ。）とする。

2 市長は、毎年9月1日現在で、条例第16条第1項各号のいずれかに該当する者の総数の50分の1の数を、当該月の10日までに告示しなければならない。

(補正登録等)

第12条 市長は、第10条第1項の規定により住民投票実施請求資格者名簿の登録をした日後、当該登録の際に住民投票実施請求資格者名簿に登録される資格を有する者が住民投票実施請求資格者名簿に登録されていないことを知ったときは、その者を直ちに住民投票実施請求資格者名簿に登録しなければならない。

2 市長は、住民投票実施請求資格者名簿に登録された者の記載内容に変更があったこと、又は誤りがあることを知ったときは、直ちにその記載の修正又は訂正をしなければならない。

3 市長は、住民投票実施請求資格者名簿に登録された者について、登録の際に登録されるべきでなかったことを知ったときは、その者を直ちに住民投票実施請求資格者名簿から抹消しなければならない。

(請求の手続)

第 13 条 自治基本条例第 26 条第 1 項の規定により、住民投票の実施の請求をしようとする代表者（以下「住民投票実施請求代表者」という。）は、その請求の要旨その他必要な事項を記載した住民投票実施請求書（様式第 2 号）及び条例案を添え、市長に対し、住民投票実施請求代表者証明書交付申請書（様式第 3 号）により住民投票実施請求代表者証明書（様式第 4 号）の交付を申請しなければならない。

2 前項の申請があったときは、市長は、第 10 条第 1 項の規定による請求資格者名簿の登録を行った日後、直ちに当該申請をした住民投票実施請求代表者が当該請求資格者名簿に登録された者であるかどうかを確認し、登録された者であるときは、当該住民投票実施請求代表者に前項の証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。

3 住民投票実施請求代表者は、住民投票実施請求者署名簿（様式第 5 号）に住民投票実施請求書又はその写し、住民投票実施請求代表者証明書又はその写し及び条例案を付して、自治基本条例第 26 条に規定する住民投票の実施を請求することができる者（以下「請求資格者」という。）に対し、署名（視覚障害者が公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）別表第 1 に定める点字で自己の氏名を記載することを含む。以下同じ。）をし、印を押すことを求めなければならない。

4 住民投票実施請求代表者は、請求資格者に委任し、前項の規定により署名をし、印を押すことを求めることができる。この場合において、委任を受けた者（以下「受任者」という。）は、住民投票実施請求書又はその写し、住民投票実施請求代表者証明書又はその写し及び条例案並びに第 6 項に規定する住民投票実施請求署名収集委任状（様式第 6 号）を付した住民投票実施請求者署名簿を用いなければならない。

5 住民投票実施請求者署名簿は、区ごとにこれを作製しなければならない。

6 住民投票実施請求代表者は、第 4 項の規定により署名をし、印を押すことを求めるための委任をしたときは、受任者に対し、住民投票実施請求署名収集委任状を交付するとともに、直ちに受任者の氏名及び委任の年月日を署名収集委任届出書（様式第 7 号）により市長に届け出なければならない。

7 第 3 項及び第 4 項に規定する署名及び印は、第 2 項の規定による告示があつた日から 1 ヶ月以内でなければこれを求めることができない。ただし、条例第 17 条第 3 項の規定によりその例によることとされた法第 74 条第 6 項の規定により署名を求めることがないこととなったときは、その期間は、その公示又は告示の日から選挙の期日までの期間を除き、第 2 項の規定による告示があつた日から 31 日以内とする。

8 住民投票実施請求者署名簿に署名をし、印を押した者の数が、第 11 条第 1 項の規定により告示された住民投票実施請求資格者名簿に登録した者の総数の 50 分の 1 以上の数となつたときは、住民投票実施請求代表者は、前項の規定による期間満了の日の翌日から 5 日以内に住民投票実施請求者署名簿（署名簿が 2 冊以上に分かれているときは、これらを一括したもの）を市長に提出しなければならない。

9 住民投票実施請求代表者は、条例第 17 条第 3 項の規定によりその例によることとされた法第 74 条の 2 第 6 項の規定により住民投票実施請求者署名簿の返付を受けた日から 5 日以内に、市長に対し、住民投票実施請求書に住民投票実施請求者署名簿、住民投票実施請求署名収集証明書（様式第 8 号）及び条例案を添えて住民投票の実施の請求を行わなければならない。

(選挙管理委員会への事務の委任)

第14条 住民投票に関する事務は、法第180条の2の規定に基づき、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める機関に委任する。

(1) 住民投票実施請求者署名簿に署名及び押印をした者の総数及び有効署名の総数の告示に関する事務 静岡市選挙管理委員会

(2) 住民投票実施請求者署名簿の署名の証明及び住民投票実施請求者署名簿の縦覧に関する事務 静岡市の区選挙管理委員会

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、住民投票の請求の処置等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第4章 委任

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、実施機関が別に定める。

【例3】○京都市市民参加推進条例

1200年を超える歴史の中で、京都は、世界に誇るべき「都市の自治」をはぐくみ、自治の伝統に培われた市民の多様な活動及び市政への参加により、自立性の高い活力あふれるまちとして発展してきた。

21世紀においても、京都が有する多様かつ豊かな蓄積を輝きに変え、個性豊かな魅力あふれるまちとして、京都が発展し続けるためには、事業者、市民活動団体等を含むすべての市民が、その持てる力を存分に發揮し、地域社会の一員として、自覚と責任を持って、まちづくりを進めるとともに、市政に積極的に参加し、協働の成果を挙げることが必要である。

本市は、代表民主制を基本とする地方自治制度の下、市民の市政への参加と市民による自主的なまちづくりについて、これらを市政運営の基本原則とし、基本理念を定め、並びに本市及び市民の責務を明らかにするとともに、多様な参加の機会を確保することにより、本市と市民とのパートナーシップに基づく市政の推進を図り、もって豊かで活力ある地域社会を実現することを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、本市及び市民が共に市民参加(市民が市政に参加し、及びまちづくりの活動を行うことをいう。以下同じ。)を推進するための基本的事項を定めることにより、市民の知恵と力を生かした市政及び個性豊かなまちづくりの推進に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 市民参加は、本市と市民との協働(自らの果たすべき役割を自覚して対等の立場で協力し合い、及び補完し合うことをいう。以下同じ。)の精神に基づき、市民による市政への参加とまちづくりの活動とが相まって、推進されなければならない。

2 市民参加は、市民の豊かな社会経験及び創造的な活動が尊重されるとともに、市民の福祉の増進及び市政運営の効率性が確保されることを基本として推進されなければならない。

3 市長その他の本市の行政機関は、市民参加の推進に当たっては、市会の権限及び役割を尊重しなければならない。

(本市等の責務)

第3条 本市は、京都市情報公開条例の趣旨にのっとり、情報の提供及び公開を推進することにより、政策の形成、実施及び評価の一連の過程における透明性を向上させるとともに、政策の目的、内容、効果等を市民に分かりやすく説明する責務を果たし、もって市民がこれら一連の過程において市政に参加することができるよう、その機会の確保に努めなければならない。

2 本市は、市政に関する市民の意見、提案等を総合的に検討し、これらに誠実に応答するとともに、それらの内容を市政に適切に反映させるよう努めなければならない。

3 本市は、市民による自主的なまちづくりの活動について、これを尊重しつつ、必要な支援を行うとともに、市民との協働に努めなければならない。

4 本市の職員は、基本理念にのっとり、あらゆる職務について、市民参加の推進を図る視点に立ち、公正かつ誠実にこれを遂行しなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、市政に関する情報並びに政策の形成、実施及び評価の一連の過程における参加の機会を活用することにより、積極的に市政に参加するよう努めるものとする。

2 市民は、地域社会の課題の解決に主体的に取り組むことを通じて、まちづくりの活動を推進するよう努めるものとする。

3 市民は、市民参加の推進に当たっては、地域社会の一員としての自覚と責任を持って、本市との協働及び市民相互の協働に努めるものとする。

(市民活動団体の責務)

第5条 市民活動団体(ボランティア活動その他の公益的な活動を行うことを目的として市民が組織する団体をいう。以下同じ。)は、その活動を通じて、本市及び市民との協働を図り、市民参加の推進に寄与するよう努めるものとする。

2 市民活動団体は、その社会的な役割の重要性にかんがみ、積極的に事業運営の状況等について市民に説明する等組織及び活動の透明性の向上に努めるものとする。

(市民参加推進計画)

第6条 市長は、市民参加を総合的に推進するための計画(以下「市民参加推進計画」という。)を定めなければならない。

2 市長は、市民参加推進計画を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

3 市長は、毎年度、市民参加推進計画に基づき講じる施策の実施計画及びその実施状況を市会に報告しなければならない。

4 市長は、市民参加の推進状況等を踏まえ、5年を超えない期間ごとに、市民参加推進計画を見直さなければならない。

(附属機関等の会議の公開)

第7条 附属機関の会議及び市民、学識経験のある者等で構成する会議は、公開しなければならない。ただし、会議を公開することにより非公開情報(京都市情報公開条例第7条に規定する非公開情報をいう。以下同じ。)が公になる場合その他別に定める場合は、この限りでない。

2 前項の会議を招集する者は、当該会議の期日までに相当な期間を置いて、当該会議について、開催する日時及び場所、議題、傍聴の可否その他必要と認める事項を公表しなければならない。ただし、緊急を要するとき、又はこれらの事項を公表することにより非公開情報が公になるときは、この限りでない。

3 第1項本文の規定により公開した会議については、会議録を作成し、これを公表しなければならない。

(委員の選任)

第8条 市長その他の執行機関、公営企業管理者及び消防長(以下「市長等」という。)は、附属機関の委員の委嘱等に当たっては、民意を適切に反映させるため、多様な人材を登用しなければならない。

2 市長等は、附属機関の委員の委嘱等に当たっては、市民の市政への参加意欲を高めるとともに、前条第1項の会議において広く市民の意見が反映されるよう、委員の一部を公募により選任するよう努めなければならない。

(市政への参加の手続)

第9条 市長等は、政策の形成、実施及び評価の一連の過程において、公聴会、ワークショップ(本市及び市民による自由な議論により、政策、施策又は事業(以下「政策等」という。)の方針、内容等に関する意見を集約するための会合をいう。)その他の市政への参加の手続のうち、最も適切かつ効果的であると認められるものを行うよう努めなければならない。

2 市長等は、市政に関する基本的な計画の策定又は改廃、重要な制度の創設又は改廃その他の行為で別に定めるものを行うときは、パブリック・コメント手続(政策等について、その目的、内容その他の事項を公表し、広く市民の意見を募集し、当該意見に対する本市の見解を公表し、当該意見を勘案して意思決定を行う手続をいう。以下同じ。)を行わなければならない。

3 パブリック・コメント手続の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(まちづくりの活動の支援)

第10条 市長は、情報の提供、相談、専門家の派遣、活動拠点の確保等市民による自主的なまちづくりの活動を促進するために必要な措置を講じるものとする。

(フォーラム)

第11条 市民参加の推進に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べるため、京都市市民参加推進フォーラム(以下「フォーラム」という。)を置く。

(フォーラムの組織)

第12条 フォーラムは、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、公募により選任された者、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第13条 委員の任期は、2年とする。

2 公募により選任された者を除き、委員は、再任されることができる。

(委任)

第14条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

○京都市市民参加推進条例施行規則

(用語)

第1条 この規則において使用する用語は、京都市市民参加推進条例(以下「市民参加推進条例」という。)において使用する用語の例による。

(市民参加推進計画)

第2条 市民参加推進計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 市民参加の推進に関する長期的な目標
- (2) 市民参加の推進のための取組
- (3) その他市民参加の推進に関する重要な事項

(附属機関等の会議を非公開とする場合)

第3条 市民参加推進条例第7条第1項ただし書に規定する別に定める場合は、条例の規定により附属機関等の会議(同項本文に規定する会議をいう。以下同じ。)が非公開とされている場合とする。

2 市長等は、市民参加推進条例第7条第1項ただし書の規定により附属機関等の会議を非公開にしようとするときは、その理由を明らかにしなければならない。

(パブリック・コメント手続の対象)

第4条 市民参加推進条例第9条第2項に規定する別に定めるものは、次の各号に掲げる政策等とする。

(1) 地方自治法の一部を改正する法律(平成23年法律第35号)による改正前の地方自治法第2条第4項の規定に基づき定めた基本構想その他の市政に関する基本的な計画の策定又は改廃
(2) 条例の制定又は改廃に係る案の策定(次に掲げる事項を決定し、又は変更するものに限る。)

ア 本市の基本的な制度

イ 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える事項

ウ 義務を課し、又は権利を制限する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長等が、市民生活又は事業活動への影響を勘案してパブリック・コメント手続を実施することが適当であると認める制度の創設若しくは計画の策定又はこれらの改廃

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げるもののうち、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加推進条例第9条第2項に規定する別に定めるものとしない。

- (1) 市税、使用料、手数料その他の徴収金の額及び徴収方法の決定又は変更を行うもの
- (2) 法令又は条例の規定により、政策等に係る意思決定前に、公聴会の開催その他の市民の意見を反映させるために必要な手續を経るもの
- (3) 附属機関が次条から第7条までの規定による手続に相当する手續を経て策定した答申に基づき行うもの
- (4) 法令の改正その他の事由により迅速に行わなければならないもの

(政策等の目的、内容等の公表)

第5条 政策等(前条第1項各号のいずれかに該当するもの(同条第2項各号のいずれかに該当するものを除く。)をいう。以下同じ。)の目的、内容その他の事項の公表は、インターネットの利用、本市の広報紙への掲載、市長等が指定する場所における閲覧、印刷物の配布その他の適当な方法によって行うものとする。

(意見の募集)

第6条 政策等に対する市民からの意見の募集は、前条の規定による公表の日から起算して30日間を標準として市長等が定める期間、行うものとする。

2 前項の意見は、次の各号に掲げる方法によって受け付けるものとする。

- (1) 市長等が指定する場所への書面の提出
- (2) 郵便又は信書便の利用
- (3) ファクシミリ装置の利用
- (4) 電子メールの利用
- (5) その他市長等が必要と認める方法

(本市の見解及び意思決定の内容の公表)

第7条 前条第1項の意見に対する本市の見解及び意思決定の内容の公表は、インターネットの利用その他の適当な方法によって行うものとする。

(実施状況の公表)

第8条 市長は、毎年1回、パブリック・コメント手続の実施状況を取りまとめて、公表するものとする。

(フォーラムの座長及び副座長)

第9条 京都市市民参加推進フォーラム(以下「フォーラム」という。)に座長及び副座長を置く。

2 座長は委員の互選により定め、副座長は委員のうちから座長が指名する。

3 座長は、フォーラムを代表し、会務を総理する。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 座長及び副座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

(フォーラムの招集及び議事)

第10条 フォーラムは、座長が招集する。ただし、座長及びその職務を代理する者が在任しないときのフォーラムは、市長が招集する。

2 座長は、会議の議長となる。

3 フォーラムは、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 フォーラムの議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 フォーラムは、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができる。

(フォーラムの庶務)

第11条 フォーラムの庶務は、総合企画局において行う。

(フォーラムに関する補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、フォーラムの運営に関し必要な事項は、座長が定める。

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか、市民参加推進条例の施行に関し必要な事項は、総合企画局長が定める。

【例4】○熊本市市民参画と協働の推進条例

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、熊本市自治基本条例（平成21年条例第37号）第31条の規定に基づき、本市における情報共有を前提とした参画と協働を拡充推進するための基本的な事項を定め、もって住民自治の一層の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 参画 施策の立案から実施及び評価までの過程に主体的に参加することをいう。
- (2) 協働 同じ目的のために、それぞれが対等な立場に立ち、役割と責任を担い、協力することをいう。
- (3) 市民 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 本市の区域内に住所を有する者

イ 本市の区域内に通勤し、又は通学する者

ウ 本市の区域内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体

(4) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長をいう。

(5) パブリックコメント 市の計画、条例、規則、制度等（以下「計画等」という。）の素案、選択肢、論点等（以下「素案等」という。）を施策の立案過程において広く公表し、市民が多様な意見、情報、専門的知識等（以下「意見等」という。）を提案し、又は提供する機会を設け、市民から提出された意見等を考慮して計画等の検討を行うとともに、検討結果についても広く公表する一連の手続をいう。

(6) 審議会等 市政運営上一定の役割を担う組織化された機関であって次に掲げるものをいう。

ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき、法律又は条例の規定により設置された附属機関

イ 市政運営上の意見の聴取、交換、懇談等を行うため市長等が設置した懇談会等

(7) ワークショップ 特定のテーマや課題に対応するため、具体的課題の抽出及び解決等について、集団による共同作業や話し合いを通じて意見等の集約を図る手法をいう。

(8) コミュニティ活動 地域又は共通の関心によってつながった多様な組織及び集団が身近な課題を解決するために行う活動をいう。

(9) 地域コミュニティ活動 身近な地域の課題を解決していくとともに、社会を多様に支え合う自主的で自立的な地域のコミュニティ活動をいう。

(10) 市民公益活動 前号に規定する活動のほか、公共の利益や社会貢献を目的として自主的に活動する市民活動をいう。

(情報共有)

第3条 市民及び市長等は、市民の参画（以下「市民参画」という。）と協働を拡充推進するため、情報共有に努めるものとする。

2 市長等は、市政に関する正確でわかりやすい情報を迅速に提供し、これを市民が容易に得られるよう努めるものとする。

第2章 市民参画

(市民参画の拡充推進)

第4条 市長等は、積極的に市民参画の機会を設け、市民の意見等を施策へ反映するよう努めるものとする。

2 市民及び市長等は、信頼関係の下自らの役割と責任を認識し、積極的に市民参画に取り組むよう努めるものとする。

(市民参画の対象)

第5条 市長等は、次に掲げる事項を行おうとする場合は、市民参画の機会を設けなければならない。

(1) 市の総合計画その他市の基本的な施策を定める方針又は計画の策定又は変更
(2) 市民の権利義務、生活、事業活動等に重大な影響を及ぼすような条例、規則等又は行政指導指針等の制定又は改廃

(3) 前2号に掲げるもののほか、一定の範囲で市民の生活、事業活動等に重大な影響を及ぼすような施策に関する事項の策定又は変更

2 市長等は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、市民参画の機会を設けないことができる。

- (1) 軽易な変更等であるとき。
- (2) 法令の規定により施策の実施の基準が定められており、当該基準に基づき行うとき。
- (3) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収等に関するとき。
- (4) 組織、人事その他市長等の内部の事務処理に関するとき。
- (5) 施設、設備等の設置及び管理運営に関する条例、規則等又は行政指導指針等の制定又は改廃を行うとき。
- (6) 緊急その他やむを得ない理由があるとき。

3 市長等は、前項第6号の規定により市民参画の機会を設けなかった場合において、市民からその理由を求められたときは、当該市民に対し、これを説明しなければならない。

4 市長等は、予算に関する事項その他の第1項各号に該当しない事項においても、市民参画の機会を設けるよう努めるものとする。

(市民参画のための手法)

第6条 市民参画のための手法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) パブリックコメント
 - (2) 審議会等
 - (3) アンケート
 - (4) 説明会
 - (5) ワークショップ
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に定める手法
- 2 市長等は、より効果的で新たな市民参画のための手法について必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

(市民参画の実施)

第7条 市長等は、前条第1項各号に掲げる市民参画のための手法のうちから、事案の内容等に応じ効果的なものを選定し、これを適切な時期に実施するものとする。

2 市長等は、市民参画を実施しようとするときは、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 市民の多様な意見等を求めるため、特に必要があると認められるときは、複数の手法を併用すること。
- (2) 特定の地域を対象とする施策については、対象となる地域に関わりのある市民が参画できるようにすること。

(公表)

第8条 市長等は、市民参画を実施するに当たっては、次の各号のいずれかに掲げる方法により、あらかじめその目的、実施時期その他必要と認める事項を公表し、実施後は、その結果について公表するものとする。

- (1) 市の窓口での閲覧
- (2) 市のホームページへの掲載
- (3) 市の広報紙への掲載
- (4) 市庁舎その他市の区域内の適当な場所における掲示
- (5) 前各号に掲げるもののほか、効果的に周知できる方法

(パブリックコメントの対象)

第9条 市長等は、第5条第1項各号に掲げる事項のうち広く市民から意見等を求める必要がある事項について市民参画を実施しようとするときは、パブリックコメントを含めて実施しなければならない。

(パブリックコメントの実施)

第10条 市長等は、パブリックコメントを実施しようとするときは、対象とする計画等の素案等を公表しなければならない。

2 市長等は、素案等を公表するときは、次に掲げる事項を記載した概要を付するよう努めなければならない。

- (1) 策定の趣旨、目的及び背景
- (2) 素案等の要点
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市民が素案等を理解するため市長等が必要と認める資料

3 市長等は、パブリックコメントの実施により提出された意見等を考慮して、対象となる計画等に関する決定を行うものとする。

4 市長等は、前項の決定を行ったときは、提出された意見等及びこれに対する市長等の考え方並びに修正した内容（素案等を修正した場合に限る。）を公表しなければならない。ただし、提出された意見等が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 賛否の結論のみを示した意見
- (2) 対象とする計画等に合致しない意見等
- (3) パブリックコメントの実施の際に指定した手続を経ないで提出された意見等
- (4) 熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号）第7条各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）に該当する意見等

5 市長等は、パブリックコメントを実施したにもかかわらず意見等の提出がなかった場合は、その旨を公表しなければならない。

(審議会等)

第11条 市長等は、審議会等その他これに準ずるもの構成員については、審議会等その他これに準ずるもの設置目的を踏まえ、市民の幅広い層から必要な人材を選定するとともに、公募等により選定された者を積極的に加えるよう努めなければならない。ただし、法令の規定により構成員の構成が定められていることその他の事由がある場合は、この限りでない。

2 市長等は、審議会等その他これに準ずるもの会議（以下「会議」という。）を開催する場合は、開催日時、場所等を公表しなければならない。ただし、緊急に開催するときその他やむを得ない理由があるときは、公表しないことができる。

3 会議は、公開しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 不開示情報を含む事項について審議等を行うとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、公にすることが適当ないと認められる事項について審議等を行うとき。

4 市長等は、会議が開催されたときは、速やかに会議録を公表するものとする。ただし、前項各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

第3章 協働

(協働の取組の拡充推進)

第12条 市民及び市長等は、それぞれの特性や立場を理解した上で、対等な立場で相互に補完し、協働の取組を拡充推進するよう努めるものとする。

2 協働の取組を行うに当たって、市民及び市長等は、事業ごとの目的及び目標を共有し、事業の協力や協定の締結等の多様な形態のうち、効果的なものにより行うものとする。

(協働における市民の役割)

第13条 協働の取組を行うに当たって、市民は、社会との調和に努め、活動の充実に取り組むとともに、必要に応じ市長等及び他の市民と連携し、協力するよう努めるものとする。

2 市民は、自主性及び自立性をもって協働の取組を推進するとともに、その取組が広く市民に理解されるよう努めるものとする。

(協働における市長等の役割)

第14条 市長等は、市民の自主性及び自立性を尊重しながら、必要に応じ協働が円滑に進むための環境づくりに努めるものとする。

(協働のための提案)

第15条 市長等は、市民及び市長等が協働の取組を相互に提案するために必要な制度を整備するよう努めるものとする。

第4章 コミュニティ活動

(自主自立のコミュニティ活動のための環境づくり)

第16条 市民及び市長等は、市民が地域コミュニティ活動及び市民公益活動（以下「地域コミュニティ活動等」という。）を継続して行うための環境づくりに努めなければならない。

(人材の育成支援)

第17条 市長等は、地域コミュニティ活動等に関して市民が広く学べる機会を設けることその他地域コミュニティ活動等を担う人材の育成に必要な環境づくりに努めるものとする。

(活動の場の整備等)

第18条 市長等は、地域コミュニティ活動等を支援するための拠点を整備するとともに、身近な公共施設等を活用し、地域コミュニティ活動等の場の提供に努めるものとする。

2 市長等は、地域コミュニティ活動等の場として民間の施設等を活用できるよう広報及び啓発に努めるものとする。

(活動資金等の支援)

第19条 市長等は、地域コミュニティ活動等の自立性を妨げない範囲内でその活動に要する資金の助成その他財政的支援に努めるものとする。

(施策の総合的な実施)

第20条 市長等は、地域コミュニティ活動等の推進に関する施策を総合的に実施するよう努めるものとする。

(合意形成)

第21条 市民及び市長等は、それぞれの区の区域及び小学校区等の身近な地域並びに環境保全、福祉の増進等の特定の分野における課題の解決に向けて円滑な合意の形成ができるよう取り組むものとする。

2 市は、それぞれの区の区域における課題の解決に向けた合意の形成ができるよう、必要に応じ、協議の場を設けるものとする。

3 前項に規定するもののほか、市長等は、第1項に規定する合意の形成の過程において必要な支援に努めるものとする。

第5章 市民参画と協働の検証

第22条 市長等は、市民参画と協働の取組に関し進行状況の管理を行うとともに、当該取組の結果を毎年度第8条の規定に準じて公表するものとする。

2 市長等は、市民参画と協働の取組を検証し、その結果を第8条の規定に準じて公表するものとする。

第6章 雜則

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(※「市民参加条例」→「自治基本条例」となった例)

【例5】○千葉市市民自治によるまちづくり条例

千葉市市民参加及び協働に関する条例(平成20年千葉市条例第5号)の全部を改正する。

地方分権の進展による自治の拡充と公共の領域を担う多様な主体の活動の広がりを背景として、市は、市民参加と協働の推進を図り、市民主体の活力あるまちづくりの実現を目指してきました。その結果、わたしたち(市内に住むもの、市内で働くものと学ぶものや市内で活動する団体、企業、学校等)は豊かな知識や社会経験を生かし、個人では解決できない、社会の課題の解決に向けて主体性を發揮するようになりました。

一方、わたしたちを取り巻く社会経済情勢の変化とともに人々の価値観や生活様式が多様化し、個人では解決できない社会が取り組むべき課題が増大しており、行政サービスだけにこれらの課題の解決を委ねることは、困難になっています。そのため、わたしたちが地域が抱える個々の課題にきめ細かく対応していく必要があり、自ら地域の実情に合ったまちづくりをすることが求められています。

そこで、わたしたちは、まちづくりの出発点はわたしたち自身であると考え、地域の課題を「ジブンゴト」として捉え、情報を収集し、知識を得て、それらを活用します。そして、市とともにできることを話し合い、できないことや本当に必要なことを発信し、共有し、地域と緩やかなつながりを持って、ほどよい「おせっかいの精神」で助け合うことを目指します。

わたしたちは、一人一人がこれらの想いを共有し、代表民主制を基本とする地方自治制度の下、わたしたちが主体となり、地域の実情に合ったまちづくりにできるところから取り組みます。そして、次の世代のために、誇りと愛着を持ち、幸せを感じながら安全安心に住み続けることができ、人と人とのつながりを感じることができる「将来に引き継ぎたいと思えるまち」を実現するため、ここに、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、市民自治に関し基本的な事項を定めることにより、その推進を図り、もって市民自治を通じ「将来に引き継ぎたいと思えるまち」を実現することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例で使われる用語の意義は、次のように定めます。

- (1) まちづくり 社会の課題の解決を図り、より住みやすい社会を形成することをいいます。
- (2) 市民自治 市民が市民参加、協働又は自立的な活動により、地域の実情に合ったまちづくりに取り組むことをいいます。
- (3) 市民参加 市民が自己の意思を市の施策に反映させるために意見を述べ、又は提案することをいいます。
- (4) 協働 市民と市が共通の目的を達成するため、それぞれの果たすべき役割と責任を自覚し、相互に主体性を持ち、自主性を尊重しながら協力し、又は補完することをいいます。
- (5) 町内自治会 一定の地域に住む市民によって自主的に構成された団体で、自分たちの地域をより良くするために活動するものをいいます。

- (6) 市民活動団体 営利を目的とせず、社会をより良くするために自主的に活動する特定非営利活動法人等の団体をいいます。
- (7) 地域運営委員会 小学校区や中学校区などの地域で活動する町内自治会等の様々な団体で構成される組織で、地域に住む市民の助け合いと支え合いによる地域運営を持続可能なものとする体制づくりを進めるためのものをいいます。
- (8) 事業者 市内に事務所又は事業所がある法人その他の団体(町内自治会、市民活動団体と地域運営委員会を除きます。)又は個人をいいます。
- (9) 市長等 市長、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会と病院事業管理者をいいます。
- (10) パブリックコメント手続 市の施策(議会の議決を要するものにあっては、その案をいいます。以下この号と第 13 条第 1 項において同じです。)の決定の過程において、当該施策の案を公表し、広く市民から意見の提出を求め、提出された意見を考慮して当該施策の意思決定を行うとともに、当該意見に対する考え方を公表する手続をいいます。

(まちづくりの基本理念)

第 3 条 まちづくりの基本は、市民一人一人が地域の実情に合わせて、市民参加と協働に取り組むことと、できるところから自立的に活動して取り組むこととし、次のことを考慮して行うこととします。

- (1) 市民の豊かな知識と社会経験や創造的な活動を尊重すること。
- (2) 年齢、性別、障害の有無等にかかわらず、多くの市民が、地域や市政に関心を持ち、地域の課題に加え社会の課題(以下「地域の課題等」といいます。)に気付き、参加し、活動すること。
- (3) 市民相互や市民と市が、それぞれの役割を理解し、協力すること。
- (4) 市民相互や市民と市が、情報の発信と受信による交流と共有を通じて、信頼関係を深められようすること。

(市民の役割)

第 4 条 市民は、市民参加と協働の機会を積極的に活用するとともに、できるところから自立的に活動するよう努めるものとします。

- 2 市民は、地域や市政に関心を持ち、地域の課題等に気付き、積極的に情報を収集し、知識を得るとともに、市民自治を通じて地域の課題等の解決に主体的に取り組むよう努めるものとします。
- 3 市民は、市民自治を行うに当たり、地域の一員として自らの発言や行動に責任を持つとともに、市民相互間の合意形成に努めるものとします。
- 4 市民は、地域と緩やかにつながりを持ち、その輪を広げ、市民相互の信頼関係を築くよう努めるものとします。
- 5 市民は、まちづくりにおける町内自治会、市民活動団体、地域運営委員会その他の団体の活動の重要性を理解し、その活動にできるところから取り組み、協力するよう努めるものとします。
- 6 市民は、協働や自立的な活動の継続と発展に向け、必要なものを考え、探すとともに、行動して創り出すよう努めるものとします。
- 7 市民は、協働や自立的な活動を行うに当たり、自ら解決できない課題や、課題解決に足りないがあれば、それらを発信するよう努めるものとします。

(町内自治会の役割)

- 第 5 条 町内自治会は、地域における市民相互の交流や親睦を図る活動に努めるものとします。
- 2 町内自治会は、市に加え地域で活動する市民活動団体や事業者との連携を深め、身近な地域の課題の解決に取り組むよう努めるものとします。
- 3 町内自治会は、市民と市をつなぐ架け橋としての役割を認識し、市民の意見や市政に関する情報を収集するよう努めるものとします。
- 4 町内自治会は、自らの活動に関する情報を発信するよう努めるものとします。

(市民活動団体の役割)

- 第 6 条 市民活動団体は、その活動する分野における情報と知識や専門性を生かし、地域の課題等の解決に努めるものとします。
- 2 市民活動団体は、地域の課題等の解決のために他の団体や市と連携や協力をするよう努めるものとします。
- 3 市民活動団体は、地域の課題等の解決のための情報収集や自らの活動に関する情報の発信に努めるものとします。

(地域運営委員会の役割)

- 第 7 条 地域運営委員会は、構成団体がそれぞれの活動をより円滑で効果的に行うことができるよう、構成団体間で活動内容を理解し、情報を共有するための環境づくりに努めるものとします。
- 2 地域運営委員会は、地域の課題を調査し、把握し、その課題の解決のための企画等を立案し、他の団体や市と連携や協力をして具体的な取組を行うよう努めるものとします。
- 3 地域運営委員会は、自らの活動に関する情報を発信するよう努めるものとします。
- 4 地域運営委員会は、必要に応じて自らや構成団体の事業の見直しを図るよう努めるものとします。

(事業者の役割)

- 第 8 条 事業者は、地域の一員としての認識を持ち、地域との調和を図り、その事務所又は事業所が所在する地域の活動や市が実施する市民自治の推進に関する施策に協力し、地域の課題等の解決に努めるものとします。
- 2 事業者は、従業員がその居住する地域の活動に参加することに配慮するよう努めるものとします。

(市の責務)

- 第 9 条 市は、市民の意見や提案を的確に把握し、これを市の施策に反映させるよう努めるとともに、多様な市民の活動をまちづくりに生かすよう努めます。
- 2 市は、市民参加や協働の機会を積極的に提供するとともに、その機会を活用しやすくするための環境づくりに努めます。
- 3 市は、市民や市職員に対し、市民自治に関する啓発、研修等を行うことにより、その理解の促進や新たな担い手の発掘、育成に努めます。
- 4 市は、開かれた行政運営を目指し、情報を市民と共有するため、市民に対し市政に関する情報を積極的に提供するとともに、市民からの意見や提案に対し誠実に応答します。
- 5 市は、市民自治に対し、適切に支援するよう努めます。
- 6 市は、市民自治を推進するに当たっては、議会の権限や役割を尊重します。

(市民の自立的な活動の推進)

第10条 市は、市民の自立的な活動の推進に向けて次のことに取り組みます。

- (1) 町内自治会、市民活動団体、地域運営委員会の設立に必要な支援
- (2) 町内自治会、市民活動団体、地域運営委員会の活動が継続し、発展するために必要な支援
- (3) 町内自治会、市民活動団体、地域運営委員会の活動への市民の参加の促進
- (4) 市民相互の連携や協力のための調整
- (5) 市民相互や市民と市が情報や知識を共有するための機会の創出
- (6) その他市民の自立的な活動の推進のための措置

(協働の推進)

第11条 市長等は、地域の課題等の解決のため、委託、支援等の協働における多様な形態のうち、適切かつ効果的であると認められるものを実施するよう努めます。

2 市長等は、市民との協働が円滑に進むよう必要な措置を講じます。

(市民参加の手続)

第12条 市長等は、パブリックコメント手続の実施、附属機関への付議、ワークショップ(市民と市長等又は市民同士が対等な立場で行う議論又は作業を通じて意見を集約するための会合をいいます。)の開催その他の市民参加の手続のうち、施策の計画、決定、執行と評価の一連の過程において適切かつ効果的であると認められるものを実施するよう努めます。

2 市長等は、市民参加の手続を実施するに当たっては、その結果を最も効果的に施策に反映できると認められる適切な時期に実施するよう努めます。

(パブリックコメント手続の対象)

第13条 市長等は、次に掲げる施策(市長等の内部にのみ適用されるものを除きます。以下「対象施策」といいます。)についてパブリックコメント手続を実施しなければなりません。

- (1) 市政や各行政分野の基本的な施策又は方針を定める計画や指針の策定又は変更
- (2) 市政や各行政分野の基本的な施策若しくは方針を定め、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
- (3) 前2号に掲げるもののほか、広く市民から意見の提出を求めるべきものとして、市長等が必要と認めるもの

2 次のいずれかに該当するものについては、前項の規定は、適用しません。

- (1) 緊急性又は迅速性を要するもの
- (2) 市長等に裁量の余地がないもの
- (3) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- (4) 市民の意見を聴取する手続が法令等で定められているもの
- (5) 附属機関がパブリックコメント手続に準じた手続を経て行った報告、答申等に沿って市長等が意思決定を行うもの
- (6) 軽微なもの

(パブリックコメント手続の実施)

第14条 市長等は、パブリックコメント手続を実施しようとするときは、対象施策の意思決定を行う前の適切な時期に、対象施策の案(対象施策で定めようとする内容を示すものをいいます。以下同じです。)とこれに関連する資料を公表します。

- 2 前項の規定により公表する対象施策の案は、具体的かつ明確な内容のものでなければなりません。
- 3 市長等は、市民から提出された意見を考慮して、対象施策の意思決定を行います。
- 4 市長等は、対象施策の意思決定を行ったときは、千葉市情報公開条例(平成12年千葉市条例第52号)第7条に規定する不開示情報に該当するものを除き、提出された意見の概要と提出された意見に対する市長等の考え方並びに対象施策の案の修正を行ったときは修正した内容を公表します。
- 5 前条と前各項に定めるもののほか、パブリックコメント手続の実施に関し必要な事項は、規則で定めます。

(附属機関の委員)

第15条 市長等は、附属機関の委員の選任に当たっては、市民の意見を適切に反映させるため、多様な人材を登用するよう努めるとともに、当該附属機関の設置の目的、審議事項等に応じ、公募により選ばれた者が含まれるよう努めます。

(市民の意向の把握)

第16条 市長等は、この条例に定めるもののほか、適切な方法により、市政に関する市民の意向を積極的に把握するよう努めます。

(実施計画)

第17条 市長は、毎年度、市民自治を推進するための実施計画(以下「実施計画」といいます。)を定めます。

(実施状況の公表)

第18条 市長は、毎年度、実施計画とその実施状況を公表しなければなりません。

(推進会議の設置)

第19条 本市の市民自治の推進について調査審議するため、千葉市市民自治推進会議(以下「推進会議」といいます。)を置きます。

(所掌事務)

第20条 推進会議は、次に掲げる事項を調査審議します。

- (1) 実施計画の策定に関する事項
 - (2) 実施計画の実施状況に関する事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市民自治に関する事項
- 2 推進会議は、前項の規定により調査審議するほか、市民自治の推進に関し、市長に意見を述べることができます。

(組織)

- 第 21 条 推進会議は、委員 12 人以内で組織します。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が選任します。
- (1) 公募による市民
 - (2) 学識経験者
 - (3) 前 2 号に掲げる者のほか、市長が適當と認める者
- 3 委員の任期は、2 年とします。
- 4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。
- 5 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織や運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

(委任)

- 第 22 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

○千葉市市民自治によるまちづくり条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、千葉市市民自治によるまちづくり条例（令和元年千葉市条例第39号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(パブリックコメント手続の実施の周知)

第3条 市長等は、条例第14条第1項の規定によりパブリックコメント手続を実施しようとするときは、その旨を市の広報紙への掲載及びインターネットを利用して閲覧に供する方法により市民に周知するものとする。

(対象施策の案に関連する資料)

第4条 条例第14条第1項に規定する対象施策の案に関連する資料は、次のとおりとする。

- (1) 対象施策の案の概要
- (2) 対象施策の案の趣旨、目的及び背景
- (3) 前2号に掲げるもののほか、対象施策の案を理解するために必要な資料

(対象施策の案等の公表)

第5条 市長等は、条例第14条第1項の規定による公表を行う場合は、意見の提出期間、提出方法及び提出場所を併せて公表するものとする。

2 条例第14条第1項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) インターネットを利用して閲覧に供する方法
- (2) 公表に係る対象施策を所管する市長等の事務室における閲覧及び配布

(3) 市役所、各区役所及び各図書館において市長等が指定する場所における閲覧及び配布

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長等が適當と認める方法

3 前項第2号及び第3号に掲げる方法により公表を行う場合において、公表する対象施策の案及びこれに関連する資料が相当量であるときその他正当な理由があるときは、閲覧のみの方法により公表を行うことができる。

(意見の提出等)

第6条 市長等は、パブリックコメント手続において市民から意見の提出を求める場合、条例第14条第1項の規定による公表の日から起算して1月以上の期間を設けるものとする。ただし、市長等が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

2 パブリックコメント手続における意見の提出は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 市長等が指定する場所への書面の提出

(2) 郵便

(3) ファクシミリ

(4) 電子メール

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長等が適當と認める方法

3 前項の規定により意見の提出を行おうとする者は、当該意見の提出に当たり、氏名及び住所（意見の提出を行おうとする者が法人その他の団体である場合にあっては、名称及び所在地並びに代表者の氏名）を明らかにするものとする。ただし、市長等が特に認めた場合は、この限りでない。

(意見の提出者数等の公表)

第7条 市長等は、条例第14条第4項の規定による公表を行う場合は、前条第2項各号の方法ごとの意見の提出者の数及び提出された意見の数を併せて公表するものとする。

2 前項の公表については、第5条第2項及び第3項の規定を準用する。

(附属機関の委員の募集)

第8条 市長等は、附属機関の委員を公募により選任するため委員を募

集しようとするときは、次に掲げる事項を市の広報紙への掲載及びインターネットを利用して閲覧に供する方法により行うものとする。

- (1) 附属機関の名称
- (2) 附属機関の設置目的及び審議事項
- (3) 委員の任期
- (4) 会議の開催予定
- (5) 募集する委員数及び応募資格
- (6) 応募方法及び募集期間
- (7) 委員の選考方法及び選考結果の通知方法
- (8) 委員の報酬
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める事項

2 前項の規定により委員の募集をするときは、1月以上の募集期間を設けるものとする。ただし、市長等が特別の事由があると認めるとときは、この限りでない。

(附属機関の委員の応募資格)

第9条 公募により選任する附属機関の委員（以下「公募委員」という。）に応募することができる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 本市内に在住し、在勤し、又は在学していること。
- (2) 本市の他の附属機関の公募委員でないこと。
- (3) 本市の市議会議員又は職員でないこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長等が附属機関の設置目的、審議事項等に応じ、必要と認める要件

(委員の選考方法)

第10条 市長等は、公募委員の選考を行うときは、附属機関ごとに選考委員会を設置し、面接及び次に掲げるいずれか一以上の方法により行うものとする。

- (1) 小論文
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長等が適当と認める方法

2 市長等は、公募委員の選考を終了したときは、速やかに、その結果を応募者全員に通知するものとする。

3 公募委員を選考した結果、選任することとする者の数が募集人数に満たなかったときは、市長等が適当と認める方法により委員を選任することができる。

(ワークショップの開催)

第11条 市長等は、条例第12条第1項のワークショップを開催しようとするときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

(1) 開催日時及び開催場所

(2) 対象とする事案の内容

(3) 参加対象者の範囲

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める事項

2 市長等は、ワークショップを開催したときは、開催記録を作成し、千葉市情報公開条例（平成12年千葉市条例第52号）第7条に規定する不開示情報に該当するものを除き、公表するものとする。

3 前2項の公表は、対象とする事案に応じ、インターネットを利用して閲覧に供する方法、公表に係る対象施策を所管する市長等の事務室における閲覧及び配布その他の市長等が適当と認める方法により行うものとする。

(その他の市民参加の手続)

第12条 条例第12条第1項に規定するその他の市民参加の手続は、意見交換会、意見募集、アンケート調査等とする。

(意見交換会の開催)

第13条 意見交換会（市長等が開催する会合であって、対象とする施策又は施策の案（以下「対象施策等」という。）について市民の意見を聴取し、又は市民及び市長等若しくは市民同士が意見を交換する場を設けるものをいう。）を開催する場合の手続については、第11条の規定を準用する。この場合において、同条第3項中「対象とする事案」とあるのは、「対象施策等」と読み替えるものとする。

(意見募集の実施)

第14条 市長等は、意見募集（対象施策等について市民から意見の提出を求める手続のうち、パブリックコメント手続を除いたものをいう。）を実施しようとするときは、次に掲げる事項を公表するものと

する。

- (1) 意見を募集する対象施策等の内容
 - (2) 対象施策等の概要、趣旨、目的、背景等の対象施策等を理解するためには必要な資料
 - (3) 意見の提出期間、提出方法及び提出場所
- 2 意見募集における意見の提出については、第6条の規定を準用する。
- 3 市長等は、意見募集を行ったときは、千葉市情報公開条例第7条に規定する不開示情報に該当するものを除き、提出された意見の概要、意見の提出者数及び意見の数を公表するものとする。
- 4 第1項及び前項の公表については、第11条第3項の規定を準用する。この場合において、「対象とする事案」とあるのは、「対象施策等」と読み替えるものとする。

(アンケート調査の実施)

第15条 市長等は、アンケート調査（対象施策等について一定の質問形式で市民の意見を聞く調査をいう。）を行ったときは、その結果を公表する。

- 2 前項の公表については、第11条第3項の規定を準用する。この場合において、「対象とする事案」とあるのは、「対象施策等」と読み替えるものとする。

(実施計画の策定)

第16条 条例第17条に規定する市民自治を推進するための実施計画（以下「実施計画」という。）に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 市民参加の手続を実施する施策及びその内容
- (2) 協働により実施する施策及びその内容
- (3) 市民の自立的な活動を推進するために実施する施策及びその内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市民自治を推進するために実施する施策
- (5) その他市長が必要と認める事項

(実施計画及び実施状況の公表)

第17条 条例第18条の規定による実施計画及びその実施状況の公表は、条例第20条第1項の規定による調査審議の後、速やかに、行う

ものとする。

2 前項の公表については、第5条第2項の規定を準用する。

(推進会議の組織)

第18条 条例第19条に規定する千葉市市民自治推進会議（以下「推進会議」という。）に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第19条 推進会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 推進会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 推進会議において意思決定を行う場合には、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の特例)

第19条の2 推進会議は、推進会議においてあらかじめ指定された事項については、文書その他の方法により、意思決定をすることができる。

(委任)

第20条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長等が別に定める。